

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

ページ

○一般競争入札(物品の購入)の実施 ○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正 ○結核予防法による医療担当機関の指定 ○大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出 ○平成十三年度後期実施技能検定の実施 ○北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する歳入金の収納事務の委託の一部改正	(原子力安全対策課) (法制文書課) (保健予防課) (地域産業課) (人材育成課) (農業経済課)	一 三 三 三 三 四
○土地改良区の役員就任の届出 ○土地改良区の定款の変更の認可 ○道営土地改良事業変更計画の決定 ○土地改良事業の計画変更の同意 ○北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則第二条第四項第六号の規定による特定農村地域の一部改正 ○鶏のひなのふ化業者の登録 ○生産事業者の登録 ○生産事業者の登録の効力 ○道路の区域の変更(三件) ○道路の区域の決定及び供用の開始 ○道路の区域の変更及び供用の開始 ○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行 ○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知	(土地改良指導課) (土地改良指導課) (土地改良指導課) (土地改良指導課) (農村振興課) (酪農畜産課) (森林整備課) (森林整備課) (道路整備課) (道路整備課) (道路整備課) (公園下水道課) (建築指導課)	七 八 八 八 八 八 八 八 八 九 九 一〇 一〇 一〇 一〇
○知事表彰の受賞者 ○平成十二年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況 支庁告示	(人事課) (管財課)	一〇 一一 一一
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(四件) ○建築基準法に基づく道路の位置の指定		一一 一二

○平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録  
道稚内土木現業所告示  
○特定調達契約に係る落札者等の公示

## 告示

### 北海道告示第1496号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
平成13年9月4日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 入札に付する事項
  - ア 調達をする物品等の名称及び数量
  - イ パーソナルコンピュータ 8台
  - ロ プリンタ 4台
  - ハ USBケーブル 4本
- イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- ロ 納 入 期 日 平成13年10月1日から5日までのうち、双方合意した日に一括納品
- ハ 納 入 場 所 別途指示する場所
- ニ 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- (4) 入札執行の場所及び日時  
ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館庁舎9階共用会議室C  
イ 入 札 日 時 平成13年9月14日 午前10時  
ロ 開 札 場 所 アに同じ。  
ハ 開 札 日 時 アに同じ。
- (5) 入 札 保 証 金  
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の

第1294号

報 告 公 報 北 海 道

<p>入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(6) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862</p>	<p>(4) 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862</p> <p>エ この入札の執行は、公開する。 オ 詳細は、入札説明書による。</p>
<p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(7) 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(9) 契約書作成の要否</p> <p>(10) 入札参加申込書の提出</p> <p>ア 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。</p> <p>ア 提 出 期 限 平成13年9月10日</p> <p>イ 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課</p>	<p>2(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 警報付ボケット線量計 90個</p> <p>イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日から5日までのうち、双方合意した日に一括納品</p> <p>エ 納 入 場 所 別途指示する場所</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課</p> <p>(4) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎9階共用会議室C</p>
<p>(11) そ の 他</p> <p>ア 開札の時に(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課</p>	<p>イ 入 札 日 時 平成13年9月14日 午前11時</p> <p>ウ 開 札 場 所 アに同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 イに同じ。</p> <p>(5) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(6) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p>

- (7) 郵便等による入札  
郵便及び電報による入札は認めない。
- (8) 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (9) 契約書作成の要否

(10) 入札参加申込書の提出  
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

ア 提出期限 平成13年9月10日

イ 提出場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(11) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(イ) 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

エ この入札の執行は、公開する。  
オ 詳細は、入札説明書による。

**北海道告示第1497号**

平成6年北海道告示第1480号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。  
平成13年9月4日

北海道知事 堀 達 也  
「北海道土地開発公社  
社団法人北海道中小企業振興基金協会」を「北海道土地開発公社」に、  
「財団法人北海道ボランティア振興協会」を「財団法人北海道地域活動振興協会」に、  
「財団法人北海道中小企業振興公社」を「財団法人北海道中小企業総合支援センター」に改める。

**北海道告示第1498号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成13年9月4日

医療機関の名称	開設者	所在地	指定年月日
南 小 樽 病 院	大川 博樹	小樽市潮見台1丁目5番3号	平成13. 7. 21
医療法人社団 かとうメンタルクリニック	同	函館市日吉町1丁目14番1号	同 13. 8. 1
医療法人社団 こじまキッズクリニック	同	左 函館市亀田港町39番43号	同

**北海道告示第1499号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。  
平成13年9月4日

1 届出事項の概要  
北海道知事 堀 達 也

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンタールーキー（A）棟  
河東郡音更町木野大通東10丁目2番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ルーキー 代表取締役 加藤 祐功

河東郡音更町木野大通東10丁目2番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,194㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計







を同封すること。

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限りに受け付ける。

5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（3の1）アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。

また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格 通知 書 技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が平成14年3月25日（月）に書面で通知する。

(2) 技能検定合格証 書 の 交 付 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、2級技能検定又は3級技能検定の合格者には北海道知事の合格証書を交付する。

技能検定について不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。

試験は、原則として、受検者の居住している支庁管内で実施するが、少数の場合は近くの会場に統合し、又は実施を中止することもある。

北海道告示第1501号

昭和40年北海道告示第901号（北海道農業改良資金貸付事業特別会計に属する蔵入金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成13年9月4日

北海道知事 堀 達 也

江別市農業協同組合、野幌農業協同組合及び千歳市農業協同組合の項を削り、恵庭市農業協同組合の項を次のように改める。

道央農業協同組合 恵庭市島松中町2丁目

北広島市農業協同組合の項を削り、函館市亀田農業協同組合の項中「同 亀田桔梗町」を「同 昭和4丁目」に改め、松前農業協同組合及び小沢農業協同組合の項を削り、前田農業協同組合の項を次のように改める。

さようわ農業協同組合 岩内郡共和町前田  
発足農業協同組合、岩内町農業協同組合及び古平町農業協同組合の項を削り、いわみざわ

農業協同組合の項中「岩見沢市2条」を「岩見沢市2条西1丁目」に改め、芦別市農業協同組合の項を削り、たきかわ農業協同組合の項中「滝川市本町」を「滝川市本町4丁目」に改め、深川市農業協同組合及び音江町農業協同組合の項を削り、イチャソ農業協同組合の項を次のように改める。

きたそらち農業協同組合 深川市北光町1丁目

管内農業協同組合、多度志町農業協同組合及び栗沢町農業協同組合の項を削り、南幌町農業協同組合の項中「同 南幌町」を「空知郡南幌町」に改め、雨竜町農業協同組合、北竜町農業協同組合及び幌加内町農業協同組合の項を削り、旭川市農業協同組合の項中「旭川市9条通」を「旭川市9条通8丁目」に改め、永山農業協同組合の項を削り、富良野農業協同組合の項中「富良野農業協同組合」を「ふらの農業協同組合」に改め、東山地区農業協同組合、山部町農業協同組合、上富良野町農業協同組合、中富良野農業協同組合及び南富良野町農業協同組合の項を削り、美深町農業協同組合の項中「中川郡美深町」を「中川郡美深町字大通北2丁目」に改め、常磐農業協同組合の項を削り、天塩農業協同組合の項を次のように改める。

天塩町農業協同組合 同 天塩町新地通6丁目

天塩町開拓農業協同組合、雄信内農業協同組合及び猿払村農業協同組合の項を削り、浜頓別町農業協同組合の項を次のように改める。

東宗谷農業協同組合 枝幸郡浜頓別町字浜頓別

オホーツク網走農業協同組合の項中「網走市南2条東2丁目」を「網走市南4条東2丁目」に改め、紋別市農業協同組合の項を次のように改める。

オホーツクはまなす農業協同組合 紋別市本町3丁目

上渚滑農業協同組合の項を削り、清里町農業協同組合の項の次に「清里中央農業協同組合 同 水元町」を加え、丸瀬布町農業協同組合の項中「同 丸瀬布町」を「同

丸瀬布町中町番外地」に改め、白滝村農業協同組合、滝上町農業協同組合、西興部村農業協同組合、苫小牧市農業協同組合、白老町農業協同組合、早来町農業協同組合及び追分町農業協同組合の項を削り、厚真町農業協同組合の項を次のように改める。

とまこまい広域農業協同組合 勇払郡厚真町錦町

穂別町農業協同組合及び釧路市農業協同組合の項を削り、弟子屈町農業協同組合の項を次のように改める。

摩周湖農業協同組合 同 弟子屈町中央3丁目

摩周農業協同組合の項を削り、阿寒町農業協同組合の項を次のように改める。

阿寒農業協同組合 阿寒郡阿寒町北新町1丁目

標津町農業協同組合の項中「同 標津町」を「同 標津町字川北基線西」に改め、羅臼町農業協同組合の項を削る。

第1294号

北海道告示第1502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、愛別土地改良区から、次のとおり役員の出任があった。

平成13年9月4日

就任年月日 理事・監事の別 氏名 住居  
平成13.8.22 理事 矢部正芳 住居 上川郡愛別町字金富154番地

北海道知事 堀達也

北海道告示第1503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年9月4日

認可年月日 土地改良区名  
平成13.8.24 苫前土地改良区  
同 13.8.27 北生振土地改良区

北海道知事 堀達也

北海道告示第1504号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、平成13年9月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月4日

地区名 事業の種類 縦覧場所  
大 願 水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水） 北海道空知支庁  
室 蘭 農免農道整備 北海道胆振支庁  
福 浜 畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成） 北海道日高支庁

北海道知事 堀達也

北海道告示第1505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年8月24日、津別町を行う土地改良（豊永地区基盤整備/促進【基盤整備】（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成13年9月4日

北海道知事 堀達也

北海道告示第1506号

平成3年北海道告示第291号（北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則第2条第4項第6号の規定による特定農村地域）の一部を次のように改正する。

平成13年9月4日

北海道知事 堀達也

- 前文中「該当する」を「該当するものとして」に改め、2の項を次のように改める。
- 次のいずれかに該当する市町村
(1) 就業者総数に占める農業就業者比率が農村地域の全国平均以上であって、かつ、農業粗生産額に占める肉牛の粗生産額の比率が農村地域の肉牛を生産している市町村の平均以上である市町村
(2) 次の条件をすべて満たす市町村
ア 農家1戸当たりの経営耕地面積又は農業粗生産額が農村地域の全国平均以下であること。
イ 田の全面積に占める傾斜度20分の1以上の田の面積の比率又は畑の全面積に占める傾斜度15度以上の畑の面積の比率が農村地域の全国平均以上であること。
ウ 農業就業者1人当たりの製造品出荷額が農村地域の全国平均以下であること。
3の項を削る。

北海道告示第1507号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者の登録簿に登録した。

平成13年9月4日

北海道知事 堀達也

登録番号	ふ化業者	住所	名称	所在地	登録年月日
13-1	株式会社十勝ハイチツク	北海道帯広市西3条南7丁目14番地	株式会社十勝ハイチツク	北海道十勝郡清水町字清水	平成13.8.28

北海道告示第1508号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成13年9月4日

北海道知事 堀達也

報 告 公 報 北 境 刊

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地  
 北海道 高瀬 好子 幼苗の育成及び幼苗 高瀬 好子  
 3268 厚岸郡厚岸町大字苦多村 以外の苗木の育成 厚岸郡厚岸町大字苦多村  
 字上尾幌4番地 字上尾幌

北海道告示第1509号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、その効力を失った。  
 平成13年9月4日

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地  
 北海道 萩原 カツ 幼苗の育成及び幼苗 萩原 カツ  
 3268 厚岸郡厚岸町大字苦多村 以外の苗木の育成 厚岸郡厚岸町大字苦多村  
 字上尾幌4番地 字上尾幌

北海道告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年9月4日

1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達	也
2 路線名	美幌停車場線	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
3 道路の区域	網走郡美幌町字新町3丁目6番地先から網走郡美幌町字新町1丁目1番1地先まで	後の別	18.18mから18.18mまで	269.69m	—
			19.97mから29.06mまで	269.69m	—

北海道告示第1511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年9月4日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道路  
 2 路線名 本別士幌線  
 3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

中川郡本別町押帯329番9地先から河東郡士幌町字下居辺28番15地先まで  
 前 14.00mから54.00mまで 4,515.63m  
 河東郡士幌町字下居辺西2線128番5地先から河東郡士幌町字下居辺28番15地先まで  
 前 14.00mから54.00mまで 1,565.00m

中川郡本別町押帯329番9地先から河東郡士幌町字下居辺28番15地先まで  
 後 14.00mから54.00mまで 4,515.63m  
 河東郡士幌町字下居辺西2線128番5地先から河東郡士幌町字下居辺28番15地先まで  
 後 14.00mから71.80mまで 1,565.00m

北海道告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年9月4日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道路  
 2 路線名 雄別釧路線  
 3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

第1294号

報 告 公 報 北 境

阿寒郡阿寒町字舌辛原野20  
線号外8番8地先から阿寒  
郡阿寒町字舌辛原野16線23  
番7地先まで

前 11.00mから  
17.50mまで  
2,742.50m

後 16.50mから  
58.80mまで  
2,725.00m

北海道告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成13年9月4日

1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達也  
2 路線名 紋別丸瀬布線  
3 道路の区域 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

紋別市上藻別351番1地先から  
紋別市濁之舞10番1地先まで

15.50mから  
23.50mまで

3,116.82m

北海道告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成13年9月4日

1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達也  
2 路線名 留辺瀨浜佐呂間線  
3 道路の区域 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

常呂郡佐呂間町字知来514  
番地先から常呂郡佐呂間町  
字知来273番1地先まで

15.00mから  
24.00mまで

2,154.00m

15.30mから  
30.77mまで

2,153.50m

北海道告示第1515号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係書類は、北海道函館土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。  
平成13年9月4日

1 都市計画事業の種類及び名称 八雲郡市計画公園事業（9・6・1道立八雲広域公園）  
2 施行者の名称 北海道  
3 事務所の所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所及び名称  
4 事業地の所在 山越郡八雲町浜松地内  
(1) 収用の部分 山越郡八雲町浜松地内（河川敷地）  
(2) 使用の部分

北海道告示第1516号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。  
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。  
平成13年9月4日

1 住 所 函館市高松町202番地4 北海道知事 堀 達也  
2 商号又は名称 株式会社クシラント  
3 代表者氏名 本田 元清  
4 免許証番号 平成9年6月26日 北海道知事 渡島1第974号

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。  
平成13年9月4日

北海道社会貢献賞 氏名又は団体名 功績の内容  
市（区）町村名 北海道知事 堀 達也

紋別市	池澤瑛治	食品衛生功勞
利尻牛町	中藤原井村	同
妹背類村	本間谷	同
忠上士幌町	大松恒也	同
美幌町	浅谷敏之	同
札幌市清田区	松本川了	同
釧路市	伊原洋通	同
美幌市	植佐藤	同
南富良野市	佐藤公十郎	同
小樽市	寺齋藤喜友一	同
小上函館市	齋藤西	同
砂川市	中西大	同
豊川町	谷友則	同

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、平成12年度財団法人北海道庁災害共済事業経営状況を次のとおり公表する。

平成13年9月4日

北海道知事 堀 達也

1 火災共済・自動車損害共済事業	5,559,889,472円
分担金その他の収入	2,418,177,991円
災害共済金、経費その他の支出	20,051,673,596円
正味財産	
2 機械損害共済事業	
分担金その他の収入	970,624,324円
災害共済金、経費その他の支出	345,737,617円
正味財産	5,420,066,707円

収 入 支 出

北海道渡島支庁告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月4日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上磯郡上磯町字追分121番48、121番49、121番81、121番93
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上磯郡上磯町字追分121番49  
株式会社時兼畜販 代表取締役 時兼 正富
- 3 開発許可年月日及び番号  
平成11年12月6日 渡建指第11-15号

北海道渡島支庁告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月4日

北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上磯郡上磯町字水無3番3、2番6、2番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上磯郡上磯町字三好58番地  
小野寺秀樹
- 3 開発許可年月日及び番号  
平成12年11月13日 渡建指第12-8号

北海道網走支庁告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月4日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
網走市向陽ヶ丘4丁目68番1、68番31
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
網走市北5条西7丁目14番地  
土屋工業株式会社 代表取締役 土屋善治郎
- 3 開発許可年月日及び番号  
平成13年4月9日 網建指第13-1号

北海道網走支庁告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年9月4日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

第1294号

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	網走市字潮見305番3、305番4
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	網走市南7条西4丁目7番地の3 株式会社 そつけん 代表取締役 中村 信
3	開発許可年月日及び番号	平成13年5月31日 網建指第13-3号

北海道檜山支庁告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、北海道檜山支庁経済部建設指導課及び江差町財政官財課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年9月4日

北海道檜山支庁長 伊藤 満

1	指定年月日	檜建指第20号 平成13年8月23日
2	道路の位置	檜山郡江差町字豊川町235
3	道路の幅員	6.0m～7.0m
4	道路の延長	40.25m
5	申請者の住所及び氏名	檜山郡江差町字新栄町150番地
6		株式会社 木村木材店 代表取締役 木村 茂雄

北海道十勝支庁告示第17号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成13年9月4日

北海道十勝支庁長 尾山 篤治

北 興 公 報

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集 荷 地 域
十勝第1号	平成13年8月27日	河東郡音更町大通5丁目1番地	音更町農業協同組合 代表理事組合長 高松 正三	音更町
十勝第2号	平成13年8月27日	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	木野農業協同組合 代表理事組合長 中村 定二	鹿追町、音更町、清水町、土幌町
十勝第3号	平成13年8月27日	河東郡土幌町字土幌西2線159番地	土幌町農業協同組合 代表理事組合長 森本 勝	土幌町
十勝第4号	平成13年8月27日	河東郡上土幌町字上土幌東2線238番地	上土幌町農業協同組合 代表理事組合長 高杉 國次	上土幌町
十勝第5号	平成13年8月27日	河東郡鹿追町新町4丁目51番地	鹿追町農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 茂	鹿追町
十勝第6号	平成13年8月27日	上川郡新得町1条南3丁目1番地	新得町農業協同組合 代表理事組合長 伊藤 政光	新得町
十勝第7号	平成13年8月27日	上川郡清水町南2条1丁目8番地	十勝清水町農業協同組合 代表理事組合長 藤田 秀明	清水町
十勝第8号	平成13年8月27日	河西郡芽室町東1条2丁目17番地	芽室町農業協同組合 代表理事組合長 矢野 征男	芽室町
十勝第9号	平成13年8月27日	河西郡芽室町東芽室南3線23番地	カルビーボナト株式会社 取締役社長 永森 正司	美瑛町、帯広市、更別村、芽室町、大樹町、新得町、清水町
十勝第10号	平成13年8月27日	河西郡中札内村東1条南2丁目14番地	中札内村農業協同組合 代表理事組合長 福原 武	中札内村
十勝第11号	平成13年8月27日	河西郡更別村字更別南2線92番地	更別村農業協同組合 代表理事組合長 上田 尚	更別村

十勝第12号	平成13年8月27日	広尾郡忠類村字忠類259番地	忠類村農業協同組合 代表理事組合長 菅原 長悦	忠類村
十勝第13号	平成13年8月27日	広尾郡大樹町1条通1番地	大樹町農業協同組合 代表理事組合長 高橋 亘	大樹町
十勝第14号	平成13年8月27日	広尾郡広尾町字紋別19線51番地の20	広尾町農業協同組合 代表理事組合長 今井 彦一	広尾町
十勝第15号	平成13年8月27日	中川郡幕別町本町45番地	幕別町農業協同組合 代表理事組合長 飛田 稔章	幕別町
十勝第16号	平成13年8月27日	中川郡幕別町札内中央町467番地	札内農業協同組合 代表理事組合長 松田 育禮	幕別町
十勝第17号	平成13年8月27日	中川郡池田町字利別本町1番地	十勝池田町農業協同組合 代表理事組合長 神谷 鏡雄	池田町
十勝第18号	平成13年8月27日	中川郡池田町字高島7番地	十勝高島農業協同組合 代表理事組合長 永井 進	池田町
十勝第19号	平成13年8月27日	中川郡豊頃町中央若葉町12番地	豊頃町農業協同組合 代表理事組合長 山口 義弘	豊頃町
十勝第20号	平成13年8月27日	中川郡本別町北5丁目2番地1	本別町農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 康夫	本別町
十勝第21号	平成13年8月27日	足寄郡足寄町南3条1丁目18番地	足寄町農業協同組合 代表理事組合長 仲野 貞夫	本別町、幕別町
十勝第22号	平成13年8月27日	足寄郡陸別町字陸別原野分線3番地	陸別町農業協同組合 代表理事組合長 西岡 隆	幕別町
十勝第23号	平成13年8月27日	十勝郡浦幌町字新町15番地の1	浦幌町農業協同組合 代表理事組合長 神谷 敏昭	浦幌町
十勝第24号	平成13年8月27日	帯広市川西町西2線61番地の1	帯広川西農業協同組合 代表理事組合長 有塚 利宣	帯広市
十勝第25号	平成13年8月27日	帯広市大正本町東1条2丁目1番地	帯広大正農業協同組合 代表理事組合長 山田 昭義	帯広市
十勝第26号	平成13年8月27日	帯広市西3条南7丁目14番地	十勝農業協同組合連合会 代表理事組合長 佐藤 茂	十勝支庁全域
十勝第27号	平成13年8月27日	帯広市西3条南7丁目14番地	株式会社北海興農ビジネス 代表取締役 佐藤 茂	十勝支庁全域
十勝第28号	平成13年8月27日	帯広市西12条南15丁目3番地の4	株式会社 成田 正男 代表取締役 成田 正男	芽室町、帯広市
十勝第33号	平成13年8月27日	河東郡音更町木野西通7丁目3番地	株式会社 山本忠信商店 代表取締役 山本 巖	北海道全域

### 道稚内土木現業所告示

#### 北海道稚内土木現業所告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年9月4日

北海道稚内土木現業所長 倉見 誠

#### 1 落札に係る物品の名称及び数量

- (1) 凍結防止剤散布車 (湿式4.0m<sup>3</sup>級、4輪駆動) 1台
- (2) 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付3台、S・G・1W付1台) 4台  
(除雪トラック2台、除雪グライダー2台と交換)
- (3) ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 (ロータリ除雪車1台と交換)

#### 2 落札を決定した日

平成13年7月24日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社日本除雪機製作所  
住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目221番地
- (2) 氏名 北海道いずゞ自動車株式会社旭川支店  
住所 旭川市永山3条2丁目1番6号
- (3) 氏名 檜崎産業株式会社  
住所 室蘭市海岸町3丁目3番2号

#### 4 落札金額

- (1) 26,460,000円
- (2) 112,644,000円
- (3) 11,655,000円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成13年北海道稚内土木現業所告示第2号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道稚内土木現業所総務部総務課
- (2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目2番27号

#### 正誤

平成13年8月21日 (第1290号)

北海道告示第1428号 (大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
106	右	14
誤	午前10時から午後9時15分まで	
正	午前10時から午後9時15分まで (ただし、午前9時開店・午後10時閉店の場合 は、午前9時から午後10時15分まで)	